

F-2等の国外運航に係るウタパオ国際空港における業務支援等役務に係る企画競争の希望者募集要領

標記について、下記のとおり定めたので希望者を募集します。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
西 克洋

記

1 調達品等の概要

NO	件名（品名）	仕様書等	履行期限
1	F-2等の国外運航に係るウタパオ国際空港における業務支援等役務	空幕LPS-X00009	令和8年8月24日～ 令和8年12月31日

2 募集に応募できる者の資格及び条件

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。
- (7) 防衛省として費用の適正性を確認できない状態にある者でないこと。
- (8) 航空中央業務隊分任支出負担行為担当官（以下、「分支担当」という。）が定めた「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能な者であること。
- (9) 当該役務の実績、類似した役務の実績又は当該役務の実施のために必要な能力を有していること。
- (10) 秘密保全体制を有していること。

3 応募要領

(1) 提出書類

応募する者（以下、「応募者」という。）は、以下の書類を提出のこと。

ア 参加表明書（別紙様式）

イ 資格等証明資料

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付のこと。

ウ 提出資料

第2項第9～10号に関する資料。

(2) 提出部数

1部（持参又は郵送とすること。）

(3) 提出期限

令和8年5月13日（水）

(4) 提出時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間は除く。

(5) 提出先 〒162-8804

東京都新宿区市谷本村町5-1

航空自衛隊航空中央業務隊会計科契約2班 担当：竹内

03-3268-3111（内線67108）

(6) 応募資格の審査の結果は、別途書面にて通知する。

なお、応募資格を満たしている者に、「F-2等の国外運航に係るウタパオ国際空港における業務支援等役務企画競争実施要領」（以下、「企画競争実施要領」と

いう。)を交付するので、企画競争実施要領に基づき企画提案書を提出すること。

4 企画提案書の提出要領

(1) 提出部数

1部(持参又は郵送とすること。)

(2) 提出期限

令和8年5月29日(金)

(2) 提出時間

第3項第4号に同じ。

(3) 提出先

第3項第5号に同じ。

5 企画提案書の審査等

(1) 提案の実現性及び妥当性、提案内容の優劣等を総合的に評価し、契約の円滑な履行のために最も優れた企画提案をした者を選定する。

(2) 応募者は、航空中央業務隊及び航空幕僚監部運用支援課の担当者から説明を求められた場合にはその都度説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

なお、企画内容等の説明を求めるために、必要に応じて企画提案会を実施する場合がある。

(3) 応募者は、航空中央業務隊及び航空幕僚監部運用支援課の担当者から役務体制等の調査のために営業所等(下請負者の事業所等を含む。)に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該営業所等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

6 企画提案書の審査結果の通知等

(1) 本公示及び企画競争実施要領に基づき応募者から提出された企画提案書について、評価を行い、一者を選定し指名候補者名簿に登載するとともに、その旨を別途書面で通知する。ただし、優れた企画提案をした者が複数で、その評価が同等の場合は、別途通知する。

7 審査結果の疑義に対する処理

(1) 審査結果に対し疑義がある場合は、分支担当官に対して以下により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限 審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内

- イ 提出時間 第3項第4号に同じ。
 - ウ 提出先 第3項第5号に同じ。
 - エ その他 書面は、持参又は郵送（期限必着）とする。
- (2) 分支担官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日から起算して5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 再疑義の申立て

- (1) 第7項第2号の説明に不服のある者は、分支担官に対して、以下により再疑義の申立てを行うことができる。
- ア 提出期限 第7項第2号の書面を受け取ってから7日（休日を含まない。）以内
 - イ 提出時間 第3項第4号に同じ。
 - ウ 提出場所 第3項第5号に同じ。
 - エ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。
- (2) 分支担官は、再疑義の申立てをされたときには、前号の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再疑義の申立てをした者に対して書面により回答する。

9 提出書類及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）の提出に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。また、航空中央業務隊における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 第5項第2号及び第3号に反した者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。
- (3) 企画提案書等の作成、提出、説明及び第5項第3号の調査への協力に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (6) 提出期間を過ぎてからの企画提案書等の差替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。
- (7) 企画提案書等に自社以外のものがある場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

10 応募者の義務及び制約事項

- (1) 指名候補者名簿へ登載された者（以下、「登載者」という。）には、調達要求があった場合、随意契約の通知を行う。

- (2) 前項の通知を受けた場合には、航空中央業務隊入札及び契約心得を熟知の上、必ず入札又は商議に参加し、合理的な金額の入札（見積）書を提出しなければならない。
- (3) 登載者で大きな義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は、指名候補者名簿から削除することがある。

なお、指名候補者名簿へ登載されていても、著しい経営状況の悪化等により、随意契約の相手方として適当と認められなくなった者は、随意契約の通知を行わない。
- (4) 登載者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
- (5) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行に当たり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保全情報の取扱いを適切に管理しなければならない。
- (6) 応募者は、契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

1.1 その他の注意事項

- (1) 第10項各号の義務に違反した応募者は、航空中央業務隊における応募を一定期間制限する場合がある。
- (2) 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではないとともに、仕様書等の内容に多少の変更が生じる場合がある。

参加表明書

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
西 克洋 殿

所在地
会社名
代表者名

公示契2第1008号（令和8年4月13日）の募集に関し、分任支出負担行為担当官が定めた「入札及び契約心得」及び契約条項を熟知の上、下記の品目について参加を表明します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

記

NO	件名（品名）	契約実績	備考
1	F-2等の国外運航に係るウタパオ国際空港における業務支援等役務		

- 添付書類：1 資格等証明資料（付紙）
2 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）

資格等証明資料

会社名：

NO	資格要件	要件の有無	提出資料
1	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者であるか。	該当しない	
		該当する	
2	令和07・08・09年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるか。	有している	
		有していない	
3	防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者であるか。	受けている	
		受けていない	
4	前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者であるか。	該当しない	
		該当する	
5	原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。	該当しない	
		該当する	
6	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないか。	指定されていない	
		指定されている	
7	防衛省として費用の適正性を確認できない状態にある者でないか。	確認できる	
		確認できない	
8	航空中央業務隊の「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であるか。	可能である	
		可能でない	
9	当該役務の実績、類似した役務の実績、又は当該役務の実施のために必要な能力を有していること。	有している	
		有していない	
10	秘密保全の体制を有していること。	有している	
		有していない	

記入要領

- 「要件の有無」欄について、該当する欄に○をつけること。
- 「提出資料」欄については、具体的な提出資料名を記載のこと。